

●課題別委員会の設置及び報告に係る指針について

〔平成19年5月24日
日本学術会議第38回幹事会決定〕

課題別委員会の設置及び報告の取扱いについては、他の内規等に定めるもののほか、次の指針に従って進める。

1. 設置の提案

設置の提案に当たり、提案者は次の事項を整理するものとする（A4版3枚程度とし、その他の必要な資料等は添付する）。

(1) 課題の内容

① 課題の概要

② 審議の必要性

〔 ・報告は主として誰を対象とし、どのように活用されることを想定するか
・課題につき、達成すべき結果、もたらすべき成果は何か 等 〕

③ 課題に関連し、日本学術会議が過去（又は現在）に行っている検討や報告等があるか。ある場合、それとの整合性

④ 課題に関連し、政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーが出した報告、方針等があるか。ある場合、それとの関係

⑤ 各府省等からの審議要請があるか

(2) 審議の進め方

① 課題検討への主体的参加者は誰か

② 必要な専門分野

（※ 委員会の構成に当たっては、各部から一定割合の委員が必ず入る）

③ 中間目標を含む完了に至るスケジュール

(3) その他課題に関する参考情報

2. 提案の審査

提案の審査は次の観点から行うものとする。

（【 】内は、主な判断材料となる課題別委員会設置提案書の項目）

(1) 課題設定は適切か

○ 最終成果物である報告書はどの程度まで役立つものになるか

【4（1）～（5）】

〔 ・政府機関、科学機関、事業者、あるいは市民にとって重要な情報となるか
・科学技術政策等への建設的な新たな提言となるか
・IAC、SCAなどへの貢献として国際的な意義を有するか
・各府省との関係強化に役立つか 等 〕

○ 関係府省、国際機関、学協会等の最新の動きをフォローしているか

【4（1）、（2）、（4）】

○ 日本学術会議の能力で、所期の結果または成果を達成できるか

【4（1）、5（1）～（3）】

○ 提案は現在の日本学術会議のプレゼンス向上にどの程度寄与するか

- (2) 報告のタイミングは適切か 【4 (1)、(2)、(5)】
【4 (2)、5 (3)】
(3) 日本学術会議として他の課題に優先して取り組むべきものか 【4 (1)、(2)】
(4) その他

3. 報告書作成の支援体制

(1) 委員会設置時

委員会設置が決まった段階で、科学と社会委員会の課題別審議等査読分科会は、その中から当該委員会を担当する3名（以下「担当委員」という。）を決める。担当委員は、委員会の設置時から報告の了承に至るまで、オブザーバーとして委員会に出席することができ、必要に応じて、検討の経緯や状況等を委員会に問合せ、その結果を科学と社会委員会委員長に連絡する。（当該3名の担当委員は、報告書査読の主担当責任者となる。）

(2) 中間報告

担当委員からの報告に基づき、適切な時期に、科学と社会委員会委員長は、当該課題別委員会委員長に対し、幹事会において次の事項を含む進捗状況を報告するよう、助言する。

- ① 活動の内容、実績
- ② 予想外の事態又は遅延が生じているか、当初のスケジュールが維持されているか、当初予定通り、結果を達成できる見通しか。

(3) 報告のとりまとめ

報告のクオリティと戦略性を担保するため、担当委員は、特に報告のとりまとめに際して助言を与えるとともに、科学と社会委員会委員長との連絡を密にし、必要に応じて会長等と協議する。

〔助言を行う際の視点〕

報告内容の質、対外公表のタイミング、関係府省との調整状況等、多角的な観点から助言、勧告を行う。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成20年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成20年5月7日）

附 則（平成24年4月9日日本学術会議第149回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。